

労災保険による年金を受給している皆さまへ

ご存知ですか？ 労災就学援護費

ご自身やお子さまの学費を補助します

～ 平成25年度からは、すべての通信制課程が支給対象に ～

労働災害によって亡くなった方のご遺族や、重度の障害を負ったり、長期の療養を余儀なくされた方のうち、ご自身またはお子さまが学校に通っていて、その学費の支払いが困難と認められた場合に、「労災就学援護費」を支給します。

手続きは、申請書のほかに在学証明書などの必要書類を最寄りの労働基準監督署に提出するだけです。ぜひ、ご利用ください。

支給対象

次のいずれかに該当する方またはその子が、学校教育法第1条に定める学校や、専修学校等に在学し、学費の支払いが困難と認められる場合、対象となります。
※年金給付基礎日額が16,000円を超える場合は対象となりませんので、ご注意ください。

- ・遺族（補償）年金受給権者
- ・第1～第3級の障害（補償）年金受給者
- ・傷病（補償）年金受給者（特に重篤と認められる方で、在学者等である子と生計を同じくしている者に限ります。）

支給額

主な支給対象	支給額（月額）
小学校	12,000円
中学校	16,000円
高等学校等	16,000円
大学等	39,000円
★ [通信制] 中学校、専修学校（一般課程・高等課程）、 特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、 高等学校	13,000円
★ [通信制] 専修学校（専門課程）	30,000円
[通信制] 大学	30,000円

★:平成25年度から、新たに支給対象としています。

詳細は、都道府県労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労災遺児等奨学生募集のお知らせ

奨学金制度の特長

1. 「労災遺児等である学生」が応募できます。（下記①～③参照）

- ① 親が労働災害で死亡している学生
- ② 親が労働災害で障害者等になっている学生
- ③ 本人が労働災害で障害者等になっている学生

2. 他の奨学金を受給していても、応募できます。

他の団体から給付型及び貸与型の奨学金を既に受給している、又は、受給を検討している学生も応募できます。

3. 返済不要の奨学金です。

毎月1回、1年間に渡り、支給されます。

奨学金の内容

- ① 奨学金の種類：給付(貸与ではありませんので、返済は不要です。)
- ② 定員：30人程度
- ③ 支給期間：1年間
- ④ 奨学金の額：■高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程
：月額 2万円(総額 24万円)
■短期大学、大学、大学院及び専修学校の専門課程
：月額 3万円(総額 36万円)
- ⑤ 支給の方法：銀行等への振込み

募集期間

第1回目：2019年2月1日～5月16日（申請書類必着）

第2回目：未定（第2回目の募集を行う場合は、当財団ホームページでご案内します。）

（裏面へ続く）

応募資格

奨学金受給希望者として申し込むことのできる学生の方は、次の①～④の全ての条件に適合する方です。

- ① 親が労働災害(遺族・障害・傷病補償年金の受給対象となるもの)に限る。以下同じ)を被った子又は自らが労働災害を被った本人
- ② 高校(特別支援学校の高等部を含む。)、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程(修業年限2年以上に限る。)若しくは高等課程(修業年限3年以上に限る。)に在籍していること
- ③ 学術優秀、健康かつ品行方正であること
- ④ 経済的に学費の確保が困難であること

募集人数

第1回目： 定員である30人程度

第2回目： 第1回目の奨学生の人数が定員に達したときは、中止します。

※ 募集を行う場合は、当財団ホームページ等でご案内します。

応募方法

1. 応募する学生の方は、当財団のホームページから、又は、パンフレットとして入手した「2019年労災遺児等奨学生募集のご案内」(2019年1月発行予定)に付属している「奨学金受給希望申込書」に所定の事項を記入し、その申込書と次の添付書類を在籍学校の担当者に提出します。

添付書類は次の①～⑤に掲げるもので、親又は学校の担当者等に相談、依頼して入手します。

- ① 在学証明書
- ② 成績証明書(新入生は除きます。)
- ③ 健康診断書(直近1年以内に受診したもの)
- ④ 扶養者である親等(父、母、祖父母等)の所得証明書(課税・非課税証明書)
(自ら生計を営む応募学生の場合は、応募学生本人の所得証明書)
- ⑤ 労災遺児等であることを証明する書類(ア. 及びイ。)
 - ア. 労働基準監督署長が発行する「遺族補償年金証書」、「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写し
 - イ. 被災した親と応募学生との親子関係を証明する戸籍謄本(全部事項証明)(写し)
(自らが労働災害被災者である応募学生の場合は、被災した応募学生本人の「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写しのみ)

2. 在籍学校の担当者の方は、申込書及び添付書類を基に審査し、申込者として適格であると認められる学生について、記入欄に必要事項を記入するとともに、推薦書を作成の上、全ての関係書類を当財団あてに送付してください。

3. 応募は、必ず在籍する学校を通じて行ってください。学生からの直接の応募は受付ません。
詳細につきましては、当財団事務局あてにお問い合わせいただくか、ホームページに掲載の募集のご案内をご覧ください。

問い合わせ先

公益財団法人 酒井 CHS 振興財団

〒102-0081 東京都千代田区四番町7番地

TEL:03-5276-1940 FAX:03-5276-1670

(平日 10:00~16:00)



募集の詳細、応募方法、
その他詳しい内容は、
ホームページをご覧ください。

<http://www.sakai-chs.or.jp>

作成:2018年10月